

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書 一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1章 総則 第1節 通則 第1条 適用～第3章 林道 第1節 測量、設計 第17条 基本計画～第27条 用地測量 【略】 第28条 調査記録写真 調査記録写真は、次の事項を撮影記録するものとし、カラープリントLサイズに仕上げ、ネガフィルムまたは電子データを収めたCD-Rも提出するものとする。 (1) 起点及び終点 (2) 取付け道路の状況及び民有地の境界等 (3) 100m～200m程度ごとの中心線及び付近の林相 (4) 構造物設置点及び特別な工法を必要とする地点等 (5) 土取場、残土処理場等 (6) 土質調査 (7) 工事用材料の採取地及びその品質等 (8) 障害物 <u>(9) 引照点とその周辺の状況</u> <u>(10) その他必要事項</u> 第29条 その他の調査 1 保安林調査～3 障害物調査 【略】 4 土質調査 (1) 土質調査は、各測点ごとに土質を分類により判定し記録するものとする。 (2) 外見的に判断の困難な箇所は適宜穴を掘り又は地錐による調査を行い判定するものとする。 (3) 岩石は岩石名、亀裂の状態、風化の程度及び地層の走行傾斜、その他必要事項を調査するものとする。 (4) 岩石、土石については必要に応じ、サンプルを採取し提出するものとする。 5 構造物～8 環境保全及び障害物の調査 【略】 第2節 施工基面高の決定 第30条 施工基面高の検討～第32条 切盛土量の均衡 【略】 第33条 勾配の設定 1 勾配の変移点は、横断面図を参照しながら切取、盛土の限界点を求め、経済的に設定するものとするが、制限勾配及び安全性、経済性、施工の難易を考慮して、適宜構造物の設置も検討しながら、適切に設定するものとする。 2 最小縦断勾配は 0.5%<u>以上</u>とし、橋梁区間を除き水平区間は一般的に設けないものとする。 3 盛土区間内には勾配差の大きいV字型の変移点は、努めて設けないものとする。 4 <u>縦断勾配変移点の最小区間延長は、50mを標準とする。</u> 5 急勾配と小曲線の重複は努めて避けるものとする。 6 <u>掻均し及び不陸均し区間においては、既設道を活用することから短区間の縦断勾配変移点を設けることができるものとする。なお、掻均し及び不陸均し区間における縦断勾配変移点については、測点として扱うものとする。</u>	第1章 総則 第1節 通則 第1条 適用～第3章 林道 第1節 測量、設計 第17条 基本計画～第27条 用地測量 【略】 第28条 調査記録写真 調査記録写真は、次の事項を撮影記録するものとし、カラープリントLサイズに仕上げ、ネガフィルムまたは電子データを収めたCD-Rも提出するものとする。 (1) 起点及び終点 (2) 取付け道路の状況及び民有地の境界等 (3) 100m～200m程度ごとの中心線及び付近の林相 (4) 構造物設置点及び特別な工法を必要とする地点等 (5) 土取場、残土処理場等 (6) 土質調査 (7) 工事用材料の採取地及びその品質等 (8) 障害物、<u>その他必要事項</u> 第29条 その他の調査 1 保安林調査～3 障害物調査 【略】 4 土質調査 (1) 土質調査は、各測点ごとに<u>第6節の土質の</u>分類により判定し記録するものとする。 (2) 外見的に判断の困難な箇所は適宜穴を掘り又は地錐による調査を行い判定するものとする。 (3) 岩石は岩石名、亀裂の状態、風化の程度及び地層の走行傾斜、その他必要事項を調査するものとする。 (4) 岩石、土石については必要に応じ、サンプルを採取し提出するものとする。 5 構造物～8 環境保全及び障害物の調査 【略】 第3節 施工基面高の決定 第30条 施工基面高の検討～第32条 切盛土量の均衡 【略】 第33条 勾配の設定 1 勾配の変移点は、横断面図を参照しながら切取、盛土の限界点を求め、経済的に設定するものとするが、制限勾配及び安全性、経済性、施工の難易を考慮して、適宜構造物の設置も検討しながら、適切に設定するものとする。 2 最小縦断勾配は 0.5%<u>程度</u>とし、橋梁区間を除き水平区間は一般的に設けないものとする。 3 盛土区間内には勾配差の大きいV字型の変移点は、努めて設けないものとする。 4 <u>同一勾配の最短区間は、原則として40m以上とするものとする。</u> 5 急勾配と小曲線の重複は努めて避けるものとする。

改 正 後	現 行
第<u>3</u>節 設計図 第34条 図面の寸法 図面の大きさと用紙の標準は次のとおりとし、製本はA4版とする。 1 位置図-----縮 尺 50,000 分の 1 地形図 2 平面図-----標準図 N01 <u>又は標準図 N03</u> 3 縦断面図-----標準図 N01 <u>又は標準図 N03</u> 4 横断面図-----<u>標準図 N01 又は標準図 N03</u> 5 その他の図面----標準図 N01～N03 第35条 表題～第43条 支障木範囲図 【略】 <u>第44条 土壌汚染対策法に係る届出における断面図</u> 1 <u>全測点の中から、垂直方向における最深の掘削深度（以下「最大深度」という）となる箇所の横断面図を転用して作成するものとする。</u> 2 <u>最大深度となる箇所については、引き出し線により、深度を記入するものとする。</u> 3 <u>図面作成の対象となる横断面は、最大深度となる測点が含まれるもののみとし、図面の大きさは、A4版とする。</u> 第4節 数量計算 第<u>45</u>条 数量計算 1～4 【略】 第<u>46</u>条 土量計算 1～3 【略】 4 土量の<u>運用計画</u>においては、次の事項を考慮しないものとする。 (1) 掻均し、不陸均し区間 (2) 盛土の余盛り (3) 盛土内における、内径 60 cm 以下の溝渠類及び 1 個の体積が 3 m³ 以下の構造物の土量 (<u>4</u>) 側溝を m 単位で計算する場合及び大側溝その他特殊なもので、土量計算に準じて計算した場合。 5 土量計算及び土量の運用<u>計画</u>については、別に定める方法（森林整備保全事業設計要領等）により計算作成するものとする。 <u>6 掻均し区間については、区間内の土量計算を行なうものとする。</u> 第<u>47</u>条 ブロック積等の面積 1～2 【略】 第<u>48</u>条 コンクリート構造物の数量 1～2 【略】 第<u>49</u>条 溝渠類の延長 【略】 第<u>50</u>条 伐開面積 【略】 第<u>51</u>条 除根面積 1～2 【略】 第<u>52</u>条 盛土及び残土法面仕上げ数量 【略】	第<u>4</u>節 設計図 第34条 図面の寸法 図面の大きさと用紙の標準は次のとおりとし、製本はA4版とする。 1 位置図-----縮 尺 50,000 分の 1 地形図 2 平面図-----標準図 N01 <u>白色トレスター</u> 3 縦断面図-----標準図 N01 <u>白色トレスター</u>又は<u>トレスターロールセクション</u> 4 横断面図-----<u>トレスターロールセクション 425</u> 5 その他の図面----標準図 N01～N03 <u>のトレスター</u> 第35条 表題～第43条 支障木範囲図 【略】 <u>第44条 （新設）</u> 第5節 数量計算 第<u>44</u>条 数量計算 1～4 【略】 第<u>45</u>条 土量計算 1～3 【略】 4 土量<u>計算</u>においては、次の事項を考慮しないものとする。 (1) 掻均し、不陸均し区間 (2) 盛土の余盛り (3) 盛土内における、内径 60 cm 以下の溝渠類及び 1 個の体積が 3 m³ 以下の構造物の土量 (<u>4</u>) <u>切取り断面から盛土断面に移行する零点</u> (5) 側溝を m 単位で計算する場合及び大側溝その他特殊なもので、土量計算に準じて計算した場合。 5 土量計算及び土量の運用については、別に定める方法（森林整備保全事業設計要領等）により計算作成するものとする。 第<u>46</u>条 ブロック積等の面積 1～2 【略】 第<u>47</u>条 コンクリート構造物の数量 1～2 【略】 第<u>48</u>条 溝渠類の延長 【略】 第<u>49</u>条 伐開面積 【略】 第<u>50</u>条 除根面積 1～2 【略】 第<u>51</u>条 盛土及び残土法面仕上げ数量 【略】

改 正 後	現 行
第 <u>53</u> 条 切取り法面積数量 【略】 第 <u>54</u> 条 主要項目の数値基準 【略】 <u>第 5 節 その他</u> <u>第 55 条 擁壁施工時における断面形状等の設計変更</u> <u>重力式コンクリート擁壁の施工時において、当初設計の土質区分が変更となり、断面形状等の設計変更が必要となった場合は、次によるものとする。</u> <u>1 施工者は、発注者との協議の結果、断面形状等の設計変更が必要となった場合は、設計を担当した測量・設計コンサルタント（以下「設計者」という）に土質区分の変更内容を示すことにより、擁壁の断面形状、寸法の変更及び設計計算（以下「断面形状等の変更」という）を依頼できるものとする。</u> <u>2 設計者は、施工者から断面形状等の変更を依頼された場合は、速やかに対応するものとする。</u> <u>3 断面形状等の変更に要する費用については、森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領 第 4 部 設計業務 第 3 章 設計業務標準歩掛 第 6 一般構造物 設計 6－1－2（2）重力式擁壁の設計計算による積算に基づく直接人件費、諸経費、消費税及び地方消費税相当額とする。</u> <u>4 設計者は、断面形状等の変更に要した費用について、速やかに施工者へ請求しなければならない。</u> <u>5 発注者は、設計者・施工者間の調整及び断面形状等の変更内容の確認等を行うものとする。</u>	第 <u>52</u> 条 切取り法面積数量 【略】 第 <u>53</u> 条 主要項目の数値基準 【略】 <u>第 5 節 その他（新設）</u> <u>第 55 条（新設）</u>